

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

.....知事殿

平成 年 月 日

（ ）年度報告 （ ）年（ ）月から（ ）年（ ）月まで

（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名 称

.....
所在地

電話（ ）番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

.....印

〔記入注意〕 ※事業年度は、法人の場合は決算期まで、個人事務所の場合は12月までの1年間となります。

建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載してください。

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士、建築士別建てる旨	登録番号	をた府名級土木建築場録け道 二築は建の登受都県（建又造士合）	第2からで講直を月法のかまるちの年士条号号めうもた日築2第第3定ののけ建2第第に習近受	設計士設置場て旨造建築備建あるあつては、その構級は一級であるに、その	計築設一士付設建は計築交号造級又設建の番構一士備級証	法条4第定習そ直のた士2第びに講ちれも日築22及号るうぞのれ近を受月建第の号5めめ
		計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士			名 名 名 名 名	

